

10. 神田川の改修

神田川は、三鷹市の井の頭池に源を発し、杉並区、中野区、新宿区、豊島区と東に流れ、飯田橋、浅草橋を経て隅田川に注ぐ延長 24.6km、流域面積約 105 km²の^{*}一級河川で、区部を流れる中小河川としては最大級の規模をもっています。豊島区内では高田三丁目の新宿区との区境付近を流れています。

東京都は、1時間当たり 50mm の降雨に対処できるよう神田川の整備を進めており、源水橋下流から高戸橋(明治通り)間約 310m は昭和 43 年から昭和 48 年にかけて、高戸橋から江戸川橋(新宿区)間約 2,040m は昭和 49 年から昭和 53 年にかけて、主に護岸改修や橋の架け替え等の整備が完成しています。

神田川に関する都市計画と改修事業の概要は次のとおりです。

- | | |
|------------|------------------------------------|
| ① 都市計画決定 | 昭和 22 年 11 月 26 日(戦災復興院告示第 122 号) |
| ア. 起 終 点 | 台東区柳橋一丁目～杉並区久我山三丁目 |
| イ. 延 長 | 約 22,800m |
| ウ. 幅 員 | 44～16m |
| エ. 構 造 | 掘込式、単断面式 |
| ② 事業概要 | |
| ア. 起 終 点 | 源水橋(豊島区)～清水川橋(新宿区) |
| イ. 延 長 | 約 600m |
| ウ. 幅 員 | 全体 23.5m 川幅 15.5m |
| エ. 事 業 認 可 | 平成 2 年 5 月 10 日(建設省告示第 1065 号) |
| オ. 計 画 変 更 | 平成 7 年 3 月 14 日(建設省告示第 614 号) |
| | 平成 12 年 3 月 28 日(建設省告示第 716 号) |
| | 平成 17 年 3 月 28 日(関東地方整備局告示第 157 号) |
| | 平成 22 年 3 月 26 日(関東地方整備局告示第 96 号) |
| | 平成 27 年 3 月 27 日(関東地方整備局告示第 162 号) |
| カ. 事業施工期間 | 平成 2 年 5 月 10 日～令和 5 年 3 月 31 日 |
| キ. 事業内容 | 護岸整備、川幅の拡幅、両岸 4m の管理道設置、橋架替 |

※一級河川：河川法に基づいて、国土保全上及び国民経済上重要な水系として政令で指定された河川をいいます。

図表 2-3-54 神田川改修事業区間図

